

愛川町防災行政無線戸別受信機の有償配布に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町民及び町内の事業所に対する緊急情報等の迅速な伝達を行うことを目的とした防災行政無線戸別受信機（以下「受信機」という。）の有償配布に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者等)

第2条 有償配布の対象は、次の各号のいずれかに該当する者とし、1世帯又は1事業所につき1台を配布するものとする。

- (1) 町内に居住する者
- (2) 町内に所在する事業所の代表者
- (3) その他町長が必要と認めた者

(負担金)

第3条 有償配布に係る負担金は、受信機1台につき10,000円とする。

2 納付された負担金は、還付しないものとする。ただし、町長が必要と認めるときはこの限りでない。

(申込み)

第4条 受信機の有償配布を希望する者（以下「希望者」という。）は、あらかじめ愛川町戸別受信機有償配布申込書（第1号様式）に必要書類を添えて、町長に申請しなければならない。この場合において、希望者が、受信機によって防災行政無線放送の受信可否の検証を希望する場合は、町が所有する受信機の貸与を受けることができるものとし、その方法については、別に定めるものとする。

(引き渡し)

第5条 町長は、前条により有償配布の申込みを受けたときは、これを審査し、適当と認めるときは、予算の範囲内において、当該申込みをした者（以下「申込者」という。）に、負担金の納付と引き換えに受信機を引き渡すものとする。

(受信機の返還)

第6条 町長は、申込者が偽りその他不正な方法により、受信機を引き渡しを受けたときは、当該受信機を返還させることができる。

(目的外使用等の禁止)

第7条 受信機を引き渡しを受けた者（以下「受領者」という。）は、受信機を目的外に使用し、又は他に転売することはできないものとする。

(受信機の設置)

第8条 受信機の設置は、受領者の責任において実施するものとする。

2 受信機の設置に際し、屋外用アンテナを要する場合、その経費は受領者において負担するものとする。

(維持管理等)

第9条 受信機の使用に係る電力、電池の交換、接続機器類の設置、故障等不具合が生じた場合の修繕その他受信機の維持管理に係る経費は、受領者において負担するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。